

入札心得書

第1条 公益社団法人畜産技術協会に係る一般競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、入札公告に定めるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとするもの（以下「入札参加者」という。）は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を、公益社団法人畜産技術協会（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札の公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び役務等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに提出しなければならない。

(郵便による入札)

第4条 郵便による入札をするときは、二重封筒とし、中封筒の表に前条第2項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書きして書留郵便とし。会長あて親展で提出しなければならない。

(遅刻入札の処理)

第5条 第4条の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

(入札書の引換等)

第6条 いったん提出した入札書の引換又は変更若しくは取消しは認めない。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金が求められた場合、所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- (4) 記名を各入札
- (5) 金額を訂正した入札

- (6) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (9) 入札時刻に遅れてきた入札

(開札及び落札者の決定)

第8条 入札後、最低価格かつ予算の範囲内であった入札者を落札者とする。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、前条の落札者となるべき入札者がいないときは、改めて再度入札を行うものとする。

ただし、入札執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 2 再度入札を行なった結果、落札者となるべき者がいないときは、随意契約により契約を行うことがある。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- 2 前項において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者の契約締結義務)

第11条 落札者は落札後速やかに、本会と協議のうえ決定した内容を明記した契約書を作成し、原本2通に記名押印のうえ提出するものとする。

(入札の中止等)

第12条 入札に関し、談合又は不穏の挙動その他の事由により公平なる競争入札を行うことができないと認めたときは、いつでも入札の中止又はその該当者を除外して入札を行うことがある。